

建築基準法第51条に係る一般廃棄物処理施設の取扱いについて

平成15年2月1日 制定

平成19年10月1日改正

環境局事業系廃棄物対策室
産業振興局農政計画課
建設局総務部宅地開発指導課
建設局公園砂防部計画課
都市計画総局計画部計画課
都市計画総局建築指導部建築安全課
みなと総局みなと振興部経営課

神戸市における循環型社会の実現のために、一般廃棄物の減量・資源化を推進するための施設が必要となっていることから、市内の一般廃棄物の資源化施設設置の許可にあたって、建築基準法第51条に係る一般廃棄物処理施設について、産業廃棄物処理施設の許可手続きとの整合を図りながら次のとおり扱うこととする。

1. 位置決定と許可の区分

- (1) 公的団体（第3セクターを含む）の設置する一般廃棄物処理施設で、恒久的かつ広域的な処理を行うものについては、都市計画において、その敷地の位置を決定するものとする。
- (2) 公的団体（第3セクターを含む）が、一般廃棄物処理施設の位置、及び規模・内容を計画的に定めて、民間企業を誘致する処理施設で、恒久的かつ広域的な処理を行うものについては、都市計画においてその敷地の位置を決定し、恒久的かつ広域的でないものは、建築基準法（以下「法」という）第51条ただし書による特定行政庁の許可で処理する。
- (3) 私的団体の設置する一般廃棄物処理施設（焼却施設を除く）は、次項に定める基準に従い、法第51条ただし書による特定行政庁の許可で処理する。

2. 私的団体の設置する一般廃棄物処理施設及びその敷地は、次の要件を満足するものであること

- (1) 「神戸市一般廃棄物処理基本計画」の理念に適合した施設であること。
- (2) 「神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱」に適合する資源化施設であること。
- (3) 搬入・搬出車両により道路沿線の生活環境に著しい影響を与えないこと及び当該道路の円滑な自動車交通と安全な歩行者通行に支障を与えないこと。
- (4) 地元説明会等により当該建築計画又は建設計画の地元住民等への周知がなされて、地元住民等の合意が取れていること。
- (5) 原則として、市街化区域の工業地域又は工業専用地域内であること。
- (6) 市街化調整区域にあつては、処理能力に係わらず設置しないこと。但し、次に掲げる施設に該当する場合は、この限りではない。

ア. 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する処理施設で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要な処理施設

イ．当該処理施設の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域において建築し、又は建設することが困難又は不相当と認められる処理施設

- (7) 人と自然との共生ゾーン内においては、農村用途区域の土地利用基準に適合すること。
- (8) 臨港地区内においては、「港湾法」及び「神戸港の臨港地区内の分区における建築物の規制に関する条例」に適合すること。
- (9) その他、都市計画上の支障がないこと。

付則

- 1．この取扱基準は、平成19年10月1日から実施する。